

木古内都市計画区域（木古内町）（非線引き都市計画区域）  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## I. 都市計画の目標

### 1. 基本的事項

#### （1）目標年次

- ・都市づくりの基本理念、将来の都市構造については平成32年を想定し、土地利用、都市施設等の決定の方針については、平成22年の姿として策定する。

#### （2）範囲

- ・本区域の範囲及び規模は次の通りである。

区分	市町村	範囲	規模
木古内町都市計画区域	木古内町	行政区域の一部	約790ha

### 2. 都市づくりの基本理念

#### （1）都市の現状と課題

- ・本町は渡島半島の南西部に位置し、三方を渡島山脈に囲まれ南側は津軽海峡に面しており、本都市計画区域はその海側に位置する。
- ・本町は海、山、川と自然に囲まれ、その恵まれた環境の中で農漁業を中心とした一次産業によって住民生活の基盤を築き上げてきた。しかし近年の国際化、情報化の進展に伴い、産業・社会構造はこれまでとは大きく変化している。また地域においては、人口減少や高齢化などの進展により活力が低下している状況にある。
- ・多くの町民が買い物などで町外に流出しており、活力あるまちづくりを進めるために、中心市街地における商業機能の充実と町民が集うことができる拠点整備が必要とされている。
- ・住民の価値観が多様化し、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求めた社会環境づくりが求められ、基幹産業の振興を図りつつ自然環境の保全と科学の進展を調和させた新たな産業づくりによる働く場の創出が求められている。

#### （2）都市づくりの基本理念

- ・恵まれた自然とたゆまぬ活力をいかして、一人ひとりが心を育み、支え合う北の大地の福祉都市『きこない』をまちづくりの基本理念とする。
- ・まちづくりの柱として次の5つを設定する。
  - 「地域と住民が支え合う福祉づくり」
  - 「歴史と文化に育まれた人づくり」
  - 「自然と知恵を活かし地域が連携した産業づくり」

「心身ともに健やかに生きる環境づくり」  
「協働と共有に基づく行政システムづくり」

## Ⅱ. 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、未線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後はこれまで整備等を進めてきた都市基盤の有効活用を図る上で、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、内部充実型のまちづくりを基本とし、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

## Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 主要用途の配置の方針

##### ① 商業業務地

- ・商業地はJR木古内駅前（南側）を中心にJR江差線から3・4・2号中央通沿道にかけて配置されている。
- ・中心商業地であるJR木古内駅周辺は、小規模小売店が多く経営は厳しい状態にあることから、今後空き店舗を活用するなど地元消費者ニーズに対応した商店街づくりを目指し、生活者の交流空間となる整備の検討を進める。
- ・3・4・1号みそぎ通沿い（港町地域）の沿道サービス系商業地については、地域住民及び沿道利用者の利便施設が立地する地区として、今後とも土地利用の維持に努める。

##### ② 工業地

- ・工業地については、工業系用途の未利用地の活用に向けた取り組みを検討するため、その維持に努める。
- ・JR木古内駅裏（北側）には、工業系用途の土地が広く残されており、今後は町の中心部に位置しているという立地条件を勘案した適切な土地利用を検討する。

##### ③ 住宅地

- ・現在の土地利用形態を基本としつつ、地域の特性に応じた秩序ある居住環境の形成を図

られるよう、良好な住宅地形成を図る。

## (2) 土地利用の方針

### ①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・下町地区においては、住宅地に軽工業施設が混在しており今後、当該地及び周辺の土地利用等を考慮し、住居系への用途変更を検討する。

### ②居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・市街地の中心部では、住宅等の老朽化も進み、行き止まりや狭隘な道路も数多く見られる。生活上からの安全性も課題となっていることから、未利用地の活用方法を含め、まちなか居住を推進するとともに居住環境の改善を目指す。

### ③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・郷土景観を構成する佐女川神社周辺の樹林地は、都市における良好な自然環境を有していることからその保全に努める。

### ④優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・農振農用地区域や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域及び集团的農地などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農地として、その保全に努める。

### ⑤災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他による災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。

### ⑥自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地周辺の豊富な農地森林は、環境維持のための緑地・治水・防災など公益的な機能を果たしていることから、今後とも他の計画とも調整を図りつつ、その維持保全を図る。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ①基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

木古内町は、渡島管内の南部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、

交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・木古内町の市街地はJR江差線で分断されているが、JR津軽海峡線の開通により、さらに列車の本数が増えたことから、都市内の円滑な交通を確保するために、梯子状の道路網の形成に努める。

## ②主要な施設の配置の方針

### a 道路

- ・一般国道自動車専用道路 函館・江差自動車道が市街地の北側を通過する計画があることから、アクセス道路の検討を行う。
- ・3・4・1号みそぎ通（国道228号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号中央通（主要道道江差木古内線、一般道道木古内停車場線）、3・4・4号中野線通（一般道道中野木古内停車場線）、3・4・5号駅前通（一般道道木古内停車場線）、及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。
- ・JR江差線との交通結節点機能を高めるために、木古内駅の駅前広場の配置の検討を行なう。

## ③主要な施設の整備目標

### a 道路

- ・3・4・2号中央通（主要道道江差木古内線、一般道道木古内停車場線）の整備を促進する。
- ・3・4・4号中野線通（一般道道中野木古内停車場線）の整備を促進する。
- ・3・4・5号駅前通（一般道道木古内停車場線）の整備を促進する。

## （2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備方針

##### ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

##### イ 河川

- ・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

#### b 整備水準の目標

##### ア 下水道

- ・平成16年度に公共下水道の供用開始を予定しており、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

##### イ 河川

- ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

### ②主要な施設の配置の方針

#### a 下水道

- ・生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら木古内公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

#### b 河川

- ・木古内川、中野川、佐女川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。

### ③主要な施設の整備目標

#### a 下水道

- ・市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進する。

#### b 河川

- ・木古内川の河川改修を促進する。

### (3) ごみ焼却場、その他の処理施設の都市計画の決定の方針

#### ①基本方針

- ・一般廃棄物処理施設については、渡島13町（松前町、福島町、知内町、木古内町、上磯町、大野町、七飯町、南茅部町、鹿部町、砂原町、森町、八雲町、長万部町）による広域的な都市計画施設として位置付け、上磯町において現在運用している。今後、廃棄物の減量化を進めるとともに、循環型社会の形成を目指し、その維持を図っていく。
- ・産業廃棄物処理施設は、民間それぞれの計画による整備が基本となっているが、その計画的な位置づけなどとともに公益性のある施設としての整理を踏まえ、その上で施設の整備、管理運営等を含めた恒久性の確保が図られると判断する場合については、都市計画決定に向けての検討を行う。

### 3. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

- ・本区域における緑地の形態は、津軽海峡に面した市街地中心部を木古内川、佐女川が挟み込むように流下している。津軽海峡と青森県を遙かに望む丘陵地一帯は道南杉の樹林地となっており、緑豊かな緑地空間としての形態を成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。

### (2) 主要な緑地の配置の方針

- ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向および誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図ることとし、木古内川河川緑地などの配置、整備を図る。
- ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図る。
- ・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。
- ・木古内川、佐女川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

### (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）などの策定に努める。
- ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。